

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

○議事日程

平成30年9月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	3番 川村 信子 君	4番 佐藤 平和 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

○欠席委員（1名）

2番 井戸 恒男 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）最近、災害が続いておまして7月の豪雨、またその上に21号台風、そして今朝未明に北海道の6強の地震という事で、たいへん災害が多く発生しております。そんな中、本当に他人ごとではないいつ私共もと、危機感を感じておるしだいでございます。特にこの21号台風では、皆さま方、刈取り前でそれぞれ被害を受けられてみえるんじゃないかと思えます。そう言った事で収穫には苦勞されると思いますが、まずはお体が大事ですのでしっかりと体の管理をしていただいて収穫に携わっていただければと思います。

先般、農業委員・推進委員の大会にご出席いただきましてありがとうございます。特に感じたことは事例発表の恵那市の農業法人有限会社の東野さんが、荒廃農地を再生して約18ヘクタールのニンニクを作っている事例発表でした。地域に貢献されている企業だなと感じました。それでは本日の議案の審議をよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）ただ今、会長さんからもお話がありましたが7月の豪雨災害、その後の特に昨日、一昨日の台風は、今までに経験したことのないような風の方の被害が多くございました。被災された地域の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。市の方としましても、ここでは農業の関係で、課長がいろいろと考えてもらって、皆様に何とかお力になれるよという事で、早速市単独での補助を考えて、活用していただこうとお知らせしております。是非とも知らないような方がみえそんな情報がありましたら、補助制度があることをお伝え頂き、分からない詳しい事は直接電話して頂き、地域事務所でも職員に聞いて頂ければというふうに思っております。なるべく活用して頂いて少しでも早い復興復旧を市の方でもお手伝いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。まだ一昨日の台風の影響でこの中にも停電の地域が残っております。中部電力も昨日中には全部復旧したいという思いでやっていただいておりますが、いろんな都合があったようで遅れまして、今朝時点でもまだ何戸か停電が復旧されていません。市の方も何とか早くやって欲しいと、今、中部電力にもお願いしている所でございますが現実にはなかなか、全国的にも中部電力の管内だけでも関市だけでなくたくさん停電があったようで、中部電力も昼夜を問わず全力でやっていただいておりますが、追い付いていないという状況でございます。ご不便を掛けて申し訳ございません。市も中部電力と協力して出来ることはやっておりますので、ご理解頂きたいと思えます。ここへ来る前に、危機管理課に確認してきましたら、上之保、板取を含めて色々な所で生活の不便をお掛けしている所があると聞いてきました。それ以外の部分でも市で出来る部分は全力でやって行きたいと思えます。今週から市議会の定例会が始まっている中でも、議員さんからもその辺の事をご質問を頂いておりますので、それぞれの立場の部局からお答えをさせて頂こうと思っております。もちろん市長自らがお答えする部分も沢山あると思えますけど、その辺も注目して聞いて頂ければなと思えます。私もその関係でこの後すぐに議員さんと打ち合わせがありますので、退席させていただく事をお許しいただきたいと思えます。

お忙しい中、またそういう状況の中でご出席いただきましてありがとうございます。ご審議をよろしくをお願いします。

（産業経済部長退席）

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

2番井戸委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

11番中村委員、12番後藤委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南西330mほどに位置する農振農用地である田3, 024㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の管理ができないため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

8月21日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、柳町地内、関ボーリングセンターの北75mほどに位置する農振農用地区域外である田208㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の管理が困難なため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

8月21日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、倉知地内、南ヶ丘小学校の北西220mほどに位置する農振農用地区域外である田2筆1, 463㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。

貸付人は、農地の管理が困難なため、貸し付けるというもの。借受人は、申請地を使用貸借権により借り受けて、農業経営の拡大をするというもの。貸借の期間は1年間となっています。

8月21日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北東720mほどに位置する農振農用地である田2筆1, 249㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、体力の衰えから、耕作量を減らしたため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

8月21日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北東720mほどに位置する農振農用地である田1, 322㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、耕作量を減らしたため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

8月21日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の北西150mほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆372㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、飲食店を営んでおり、耕作が困難なため、譲受人である息子に贈与するというもの。譲受人は、申請地を父より受贈し、農業経営の拡大をするというもの。

8月21日に現地確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの6件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、第1号議案について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田美雄君）1番の案件でございますが、現実と申しますか総合的に考えますと、申請者は個人の申請ですが、会社員、33才で家族経営で約30ヘクタール経営するという事ですが、その実態たるや、この申請書を見ましても農業を行うために申請地を譲り受けるという非常に漠然とした事で申請がされております。この会でも受理して本日付議されておりますが、よく見ますと実態としては会社としてやっていると申さざるを得ません。と言いますのは、大変失礼ながら33才の女性がこれだけの今までの投資額で土地の取得だけでも1億5千万円近くになりま

すし、更にはその設備投資として相当の額を投資されるというのは、個人差はありますし相当の資産家であるとは思いますが、土地を取得して農業経営をするというのは、会社員であるということから非常に疑問であります。私が思いますには、これは会社として成り立っており会社として農業経営をやっておられるという事ですので、取得にあたりましては法人化をしていただいて、法人名で取得申請をしていただく事が必要ではないかと思えます。お話を聞きますと将来に向けて取得するとか、あるいは目途は立っていないけど、とりあえず買って置くというそういう主旨で土地を取得しようという申請ですけど、これはちょっと3条の趣旨に反するのではと思います。従いまして更にはずっと続けております農地の集積とか、あるいは法人化の問題につきましても、そんな事ならここへ売ったらどうかと会社名をM社としますが、M社として土地交渉に来ておりますので、M社にやってもらったらどうかという意見も出まして、非常に地域農業への影響が大きいので、むしろ個人名で土地を取得するという事については、若干問題があると思えます。よって、この件につきまして私は、許可基準には値しないと考えます。

○議長（野村茂君）以上ですか。

○1番（安田美雄君）以上です。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。

○7番（片岡篤夫君）譲り受ける方というのは、農業経営の拡大ということですけど、農機具で言うと例えばどれくらいの規模の農機具を持ってみえるんですか。

○1番（安田美雄君）書類を見ますと、トラクター1台、自走播種機1台、刈取機4台、巻き取り動噴1台草刈り機ですね。それから自走施肥機1台で、これ以外に借地が約8ヘクタールくらいありまして、それらを管理しているという事ですけど、家族経営でこれだけの事ができるかということを思います。実際に行ってみますとかなりの従業員の方がおられますけど、申請を見ましても常時雇用労働力は年間ゼロと書いてありまして、とてもこれは物理的に言いましても、常識的に俗に言う常軌を逸するという言葉がありますけれど、普通でないという事を思います。

○7番（片岡篤夫君）8ヘクタールやっているんですか。

○1番（安田美雄君）借り地だけでですね。

○7番（片岡篤夫君）借り地だけで、8ヘクタールやってて。

○1番（安田美雄君）自分で約3町歩ですね。今回を含めて保有されております。

○7番（片岡篤夫君）トラクターは何馬力あるんですか。

○1番（安田美雄君）ちょっとそこまで書いてありませんが。

○7番（片岡篤夫君）トラクターの大きさを大体分かるもんね。

○1番（安田美雄君）要は、私が申し上げたいのは、個人でこれだけ取得してやるというのはちょっと無理があると。会社でやっておられるのであれば、会社として申請してですねしかるべき法人の農地所有適格化法人という制度がありますので、そういった所で法人化してそこで農業経営をやっていただければ、私達地域の者としましても農地集積の問題とか法人化の問題なんかも絡んでまいりますのでいいかと思えます。あえて、この件につきましてはそういう事を申し上げたいと思えます。

○議長（野村茂君）他に質疑、ご意見ございませんか。

○15番（土屋尊史君）農地を農地として買うんですけど、別に個人が買って自分の会社に貸そうが何しようが、農地性があって農地として活用が出来れば、それは問題ないんじゃないですか。それを開発の方に持っていくとか、そういう形であれば4条5条の別の話になりますけど、農地を農地で買って個人で持っているのが、会社経営の方へ貸そうがそれは問題はないと思うんです。

○議長（野村茂君）他にございませんか。

ただ今の安田委員さんのご意見ですと、今の状態では本当に農業としてやられるのかどうかという所が疑問だという事でご質問等がありまして、農機具の所有状況の話もありました。今、土屋委員さんの方から、農地として活用していくんだったらいいんじゃないかというご意見がございました。他にご意見ございませんか。

○10番（杉山徳成君）何かそれで住民の方が要するに隣地の方が困っているという事はあるんで

すか。例えば農地を持っておられて、買われる訳ですね。それで誰か近隣の農地を持っておられる方が困っておられるんですか。

○1番（安田美雄君）それはないと思いますが、私が申し上げているのは、この一帯を底網と言うと悪いんですが、一帯を買い占めようというプランがあるそうなんです。それで、この書類が申請書に付いている訳なんです。それはちょっと不謹慎だと思いますがそこには、買収交渉中とか、あるいは何処何処、そんな風で土地を順次買おうとしておるんですね。今回の所も飛び地の所で私も近くで土地を持っておりますが、おそらく私の所にもそのうちに来るんじゃないかと思っておりますが、とりあえずはここら全体を底網式に買い占めてしまおうというような意図が考えられる訳ですね。ですから、売りたい方については別に影響はないんですけど、中には私も色々な地域で付き合いがありまして話していると、毎日のように不動産屋が来ると。それもM社名義で来ると。個人名では来ない。M社名義出来て、どうですかと言ってくると。私は先祖代々の土地だから売る気はない考えていないと言うけど来ると、そういう話を聞きますし、更には私が一番気になっているのは、とりあえず買って置いて後は第三者に水稻を作らせて、その賃料をもらっているというような事。確かに細目書等も出してないようですし、これは経営安定化対策に交付金を受けなければ出さなくてもいいかもしれませんが、これで分かってしまう訳ですね。M社へ貸したあるいは売ったという事になりますと、細目書に出て来る訳ですね。そうすると追跡調査をすると分かってしまう訳ですね。そうするとその土地が幽霊化してしまいます。そういう事になっております。我々としましても法人化や集積をするのに、この土地どうなっているのかなと、そういう点のデメリットはありますけれども、周囲一帯を農業経営で使っていただくのはそれはそれでいいと思いますけど、その手法としてですね会社としてやるという事であれば、きちっとした法人を作ってやっていただきたいという思いはあります。

○18番（永井博光君）事務局にお尋ねしますが、譲受人の長谷川さんは、今まで時々出てきていましたね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）はい。

○18番（永井博光君）そういう場合、受付で何ら問われる時には不自然な点はないですか。時々出ておったと思いますが我々これを返却しますので、定かではないですがそんな記憶があるのでお尋ねしました。それを事務局が受け付けた段階でどういう説明をされておるのか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申請書類に関しましては、書類審査をさせていただくんですが、必要事項必要要件を満たしておるかということ判断をさせて頂いて審査をさせていただいております。記載事項に特段の不備がなければ今まで受理をしてきたという状況でございます。

○15番（土屋尊史君）結局土地を個人で買って将来的に沢山開発をかけるような部分を地上げしといて、お金儲けでやっておられるのでその辺の事は、将来のだろうの話で決められない話なんですよ。今の問題は農地を農地としてちゃんと管理してもらえるか。その後どうなるかこうなるかという話ではないので、その辺はカットしていかないかん。ある程度の事は。今度もしそれが地上げになって開発になって来た時に、その農地を開発していいですか悪いですかの時にこの問題が農業委員会に出て来ると、その前の段階ですので、これ開発やっている不動産屋さんでは当たり前の手法ですので、きちんと法律に則った。ここらへんは農業委員会では縛れないんじゃないかなと私は思います。

○6番（野田卓志君）私は、長谷川さんが住んでいる地区の委員なので、毎回私の所にも印鑑を貰いにみえるんですけど、最初に貰ったのは何とかファームって言う法人になっているかどうか分からないんですけど、こういう事で農業をやっていますという名刺を見せていただいて、農業をやってみるんですね。その一角は本当にハウスがいっぱい建っていたりして私も知っていたんで、この辺りですねという話で、今まで何にも考えずに印鑑を押していたんですけど、確かに法人じゃないかもしれないけど、会社を作って置いて個人の名義でやりますという申請書が毎回来るんですけど、実態は会社ですぐにやられるという話も今回お聞きしたんで、印鑑を押す側としては反対はしないんですけど、書類として違和感を覚えるというか書類上と実際があまりにもかい離しているというのは、印鑑を押す立場としては、僕はまだ農業委員を1年しかやっていないんで分からないんですけど、通常の社会的な印鑑を押したりどうこうっていう観念で行くとあまりにも現状違うんじゃないですかという事を一言おっしゃった方が、

僕の感覚的にはそういう感じかなと思います。

○15番（土屋尊史君）貸すとなれば、利用権設定をちゃんとやってもらうという条件を付けるくらいまでじゃないかな。

○議長（野村茂君）いろいろご意見を頂いておりますが、よろしいでしょうか他に。

（意見なし）

それではご意見がないようですので、1番の安田委員さんとしては、これは認められないというようなご意見でした。それぞれご意見を頂きました。そういったご意見を踏まえて採決させていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

これより採決します。議案第1号について許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（過半数以上挙手）

過半数以上ですので、議案第1号については6件を原案の通り許可する事といたします。

続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、平賀町4丁目地内 平賀公民センターの南東170mほどに位置する登記地目田、現況地目畑396㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在のアパートが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が宅地化し、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

8月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の北西150mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地403㎡。田2筆578㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。

譲受人の現住所は名古屋市であるが、肥田瀬出身であり、申請地の隣接地に家族が住んでおり、頻繁に帰省し、家族と過ごしているが、子どもと遊ぶための場所がないため、申請地を買い受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、1318-1以外は、田で農地性ありと確認しているが、1318-1については、平成28年8月頃に埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬地内国道418号富津橋の北東160mほどに位置する登記地目田、現況地目畑11筆1,829.4㎡。畑16㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は、付近に高層な建物もなく、太陽光パネルを設置するのに適しているため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地

であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、小野地内八神下集会所の南西450mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地111㎡。畑58㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 通路です。

借受人は、独立して自宅を持ちたいと、申請地の隣接地に住宅を建設する計画であったが、道路に接していないため、申請地を父より使用貸借により借り受けて、通路及び一部を住宅敷地として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

8月21日に現地確認をしたところ、平成21年に一部埋め立てし、駐車場として利用しており、現況一部雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、段下地内倉知小学校の西南西360mほどに位置する田793㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。

譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、東町1丁目地内東本郷公民センターの南西100mほどに位置する田3,103㎡の内、2,874㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。

譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業を営むことが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

7番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、倉知地内巾公民センターの南西450mほどに位置する田4筆4,037㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、砂利採取及び搬入搬出路（一時転用）です。

借受人は、大垣市に本社があり、砂利採取業を行っている会社で、申請地を借り受て、砂利採取をしたいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より1年6ヵ月です。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。砂利採取法第16条の認可が必要になります。

8番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、小屋名地内西部支所の北420mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部宅地301㎡。登記地目畑、現況地目宅地244㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

借受人は、申請地に隣接する住居に住んでいるが、耐震性もなく老朽化しているため、申請地を父より使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

8月21日に現地確認をしたところ、昭和40年頃に建物を建築しており、現況一部宅地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判

断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、側島地内保戸島公民センターの南西240mほどに位置する田6筆10, 259㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取（一時転用）です。

借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を借り受けて、砂利採取をしたいというもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より1年間です。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむ得ないものと判断します。砂利採取法第16条の認可が必要であります。

10番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、下白金地内下白金公民センターの西南西240mほどに位置する田692㎡の内、266.54㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在のアパートが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、高齢のため農地として維持・管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

8月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の北西150mほどに位置する登記地目 畑、現況地目宅地226㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）です。

譲受人は、現在申請地の道路向かいに住んでいるが、敷地が手狭なため、自家用車の駐車場がないので、申請地を父より受贈し、一般個人住宅（駐車場）として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人である息子の申し出に応じ、贈与するというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、平成15年ごろから駐車場として利用していたため、現況宅地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内武芸小学校の北東200mほどに位置する畑171㎡農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）です。

譲受人は、現在岐阜市のアパートに住んでおり、手狭となったため、申請地東側に隣接する住宅を購入することになったが、敷地内の駐車スペースが狭いため、申請を買い受けて、一般個人住宅駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、市外に住んでいるため、維持・管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

8月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権設定に関するもの2件、計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、第2号議案について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）4番の申請についてですが、ここは境がいつも水害で冠水する所ですので、宅地に当然外壁なり、水路を現在18センチぐらいのU字溝しか入っていませんので、それをなんとかもう少し広くするようというような要望は市からは出ないんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）土地利用計画図を見ますと申請地の西側に水路が入っていますが、土地利用計画図ではU字溝の30センチのものが入っているという事になっていて、今の佐藤委員が言われる18センチの水路がどこなのかと。

○4番（佐藤平和君）その水路は直線じゃないもんですから山の奥の方から、先日の雨の時でも今度の宅地が変わる所も冠水している訳ですし、直ぐ下の大野さんの家の横でT字型にその水路がぶつかりますので、いつもそこが大水の時に困る訳ですが、造成される時には相当嵩上げをされる予定だそうですが、そうすると片一方だけが嵩上げすると、片一方は水がつくと。だから、水路が直角に曲がっている所が一番問題になる訳です。そこら辺、何とかいい方法がないかな。議案については、別に制約はないと思いますし、隣の家の方も承諾してみえる訳ですがそこは急傾斜地の水路になっていると思いますが、その辺を考慮していただけるとありがたいと思います。

○事務局長（西部成敏君）市の方には要望で出ているんですか。

○4番（佐藤平和君）毎回出してもなかなか。

○事務局長（西部成敏君）土木の方にですか。

○4番（佐藤平和君）そうです。

○事務局長（西部成敏君）土木の方に話があったと伝えます。

○議長（野村茂君）他にご意見はございませんか。

○1番（安田美雄君）確認というか2番の案件ですけど、関係ないかもしれませんが、約1000㎡くらいになると思うんですけど、ここの排水は今、同じような排水の問題が出ましたが、地下浸透でこれだけの土地の排水を地下浸透でやるという申請ですけど、これは農業委員会として関係ないかもしれませんが、私としては地下浸透でこれだけの集中豪雨等がありますと、自己責任ですが、例えば花壇とか畑地で、それから遊び場とか利用しようとしているものですが、周囲をブロックで囲ってしまって、地下浸透で排水をするという申請ですが、これについては、特に不正はないという事でよろしいでしょうか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）転用する事で周囲に支障があるようなものでは困る訳ですけど、申請の方では誓約書が付いていまして、この転用が原因で隣地に支障が出るような時には、申請者の方で責任持って対処するという誓約がございますし、もしそういった事例があれば、そういった形で指導していく必要があるのかなと考えてはおります。

○1番（安田美雄君）埋立すれば当然地下浸透はおそらく無理だと思います。土よりあふれ出る可能性が非常に高いと思いますね。集中豪雨ですと。まあそれは農地法では特に問題ないという考え方でいいということですね。あくまでも地下浸透で行きたいという事であれば。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）まあそうですね。被害が出た時は、責任を持って今後の対応をすると、安田委員が言われました地下浸透式では無理であれば、排水路を入れて適正な処理をしていただくというような手法をしていただかなければいけないという風に考えております。

○議長（野村茂君）他に補足説明がある委員さんはいらっしゃいませんか。

（発言なし）

他にないようですので、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の12件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。使用貸借権の設定に関するものが、新規の田が、2筆で2,757㎡。更新の田が、1筆で918㎡。賃貸借権の設定に関するものが、新規の田が、2筆で2,560㎡。更新の田が、42筆で43,757㎡。更新の畑が、1筆で1,296㎡です。地区は、武芸川町八幡、跡部、谷口、高野、宇多院の5地区でございます。権利の設定を受ける者は、すべて(有)むげかわ農産でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

ると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はごいせんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第3号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の農業委員会総会は、10月5日金曜日の午前9時から6-6、6-7の会議室で行います。農業委員・推進委員の合同会議も同日午前10時から大会議室で行います。議題については関市農業振興地域整備計画の見直しについて合同会議を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○5番（遠藤昭治君）ちょっと聞きたい事があります。今月ドリームホームさんから審議した後にあったんですけど、隣の隣地で足したら1,000㎡ならないのでいいなと思って判子を押したんですが、もし両方合わせて1,000㎡超えた場合はどれくらいの期間までは開発計画になるんですか。例えば今月700㎡、来月200㎡で1,000㎡は超えないんでOKなんですけど、また超えるような時が来た場合は、どうしたらいいですか。計画を出すように言うのか。それとも何か月おいたらOKとか。あるんですか。

○15番（土屋尊史君）3年。

○5番（遠藤昭治君）3年は5条かなんかでしょ。全部3年。

○15番（土屋尊史君）その土地を利用して次の土地を、例えば道に利用するとかになると3年は空けないと、同じ敷地内でくっ付けられない。別々ならいいけど。

○5番（遠藤昭治君）ドリームホームなので住宅を開発なので、違う人になるじゃないですか。買う人は。

○15番（土屋尊史君）違う人が買って、ここの土地がそのために利用したものに次の土地をくっ付けようと思うと前の開発がかかっているの。

○5番（遠藤昭治君）くっ付けるというのは違う。まあ3年とイメージでおっていいんやね。

○15番（土屋尊史君）こっちも利用しなあかんでしょ。そこに入っている道を利用するとかになると3年は許可がおりんのですよ。

○5番（遠藤昭治君）3年と言うのは知ってるんやけど、5条とかでやっているんで。そう言うのも3年というイメージでいいのかなと思って。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）開発の方は、確か3年。同一目的で・・・。

○5番（遠藤昭治君）という事は、ドリームホームさんじゃなくて、違う開発会社ならOKとか。

○15番（土屋尊史君）違う業者でも使える。3年の縛りがかかっている。確か他の業者がやっても。

○5番（遠藤昭治君）結構、どんどん、どんどん僕の所なんか関市内で宅地ができてくるんですよ。そしたら、そこを見なあかんとなると見えないんですよ。はっきり言って。1000㎡なら1000㎡だけは、ちゃんと見えるんですけど、同じ所で。半年くらい経った時にまた来たら、そっちで見てもらえばいいけど、見れないんですよ。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）うちも過去の転用履歴等をこちらで全部分かりますので、そういった部分はこちらで把握しながら、適正に。

○5番（遠藤昭治君）来たやつは判子を押せばいいっていうイメージで。そう言うのは無視して。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）開発については農地法とは別のでやりますので、こちらから都市計画の方に情報提供をして、そちらで開発がかかるとなれば当然農地法と同時許可条件になりますので、開発が下りなければ農地転用も下りませんので、必要な手続きを取った上でということになるかと思ひます。

- 事務局長（西部成敏君）うちの情報が都市計画の方に行くので、そこで篩にかけて審査しますので。
- 5番（遠藤昭治君）期間がちょっと空いてたりして。
- 事務局長（西部成敏君）そういうのも全部うちの情報が行きますので、都市計画の方に。
- 5番（遠藤昭治君）分かりました。
- 議長（野村茂君）委員さんの所では、そこまではやむを得ない訳ですね。
- 事務局課長補佐（長屋正彦君）3年も前となりますと皆さんの任期もありますし。3年前の案件についてはなかなか把握しかねると思いますので。
- 1番（安田美雄君）いいですか。先程審査された件に関連しますが、次の申請が出て来るという情報を掴んでおるんですけど、同じような事ですが、私の考えとしてはやっぱり3条の運用については異議があると思っておりますので、県の方へ確認していただけないでしょうか。農業委員会としてはいいという事でしたけど、私としてはどうも3条の運用がいまいちやっぱり、実態としては会社でやっておられるというふうと考えられますので、あくまでも効率的に常時それに従事するというのが大原則の3条ですから、それを農地性有という事だけで、この案件が通るという事について、私はどうも個人で取得したものを会社で運用してもいいという考え方が分からないものですから。3条はそこまでは許可してないと思うんですね。そのためにはやっぱり適格化法人を作ってやりなさいという指導をしておりますのでね。審査されるのであれば、その辺の意見を聞かないと私はまた同じ事を納得できない限りは、次回出てこようという案件についても同じことをこの席で言わなければいけなくなりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（野村茂君）長屋さん、今の意見についていいですか。
- 事務局課長補佐（長屋正彦君）はい。
- 4番（佐藤平和君）いいですか。農振除外していただいた所なんですけど、昨年の9月に申請してそこが通った所なんですけど、今回開発をしないと許可が下りなかったという事で、名前を言いますと金子という方がバイオマスの発電所を作るという事で、申請をされたんですが、県か国かどっちかで却下されたと、こちらも話し合いをしようと思っても全く金子さんの方が誠意がなく、また開発の計画がもっと的確にやってなかったでかもしれませんが、受付される場合に農振除外した後は何を作るかって言うような詳しい調査を本当はしていただけますと、素人が見ても金子という所が20億の予算で発電所が出来るだけの力があるかという疑問を始めから持っておりました。それが農振除外されますと、所有者は税金が高くなるという話も聞いておりますが、今度9月末が申請の期限だと思っておりますが、そこら辺・・・。
- 事務局長（西部成敏君）そこにつきましては、また農振の編入の手続きを取ってもらっています。
- 4番（佐藤平和君）進んでいますか。
- 事務局長（西部成敏君）進んでいます。それは、行政書士さんと打ち合わせして、今月末までにまた元に戻すという編入の手続き・・・。
- 4番（佐藤平和君）それは始まっている訳ですね。
- 事務局長（西部成敏君）はい。打ち合わせしておりますので、この前も行政書士さんと話していますので。
- 4番（佐藤平和君）分かりました。本人さんに電話しましても、もう全く・・・。
- 事務局長（西部成敏君）そうですか。委任を受けている行政書士さんが、みえたので。
- 4番（佐藤平和君）私の方はまだ全然で、塚原さんだと思いますが。
- 事務局長（西部成敏君）はい。塚原さんがみえたので。
- 4番（佐藤平和君）そうですか。分かりました。
- 事務局課長補佐（長屋正彦君）その他、よろしかったでしょうか。
- では、最後に閉会の挨拶を安田委員さんお願いします。
- 職務代理（安田孝義君）ご苦勞様でございました。冒頭のあいさつにもありましたように、秋の農作業活況の中、忙しい所、慎重審議ご参加いただきましてありがとうございます。これで総会を終了させていただきます。

午前11時07分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

⑩

1 1 番 関市広見 7 7 3 番地

⑩

1 2 番 関市上白金 4 6 4 番地

⑩
